（国が通常の国の負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付）

第六条　特定事業について法第七条から第七条の三までの規定により国が通常の国の負担割合（法第七条に規定する国の負担割合をいう。第八条及び第九条において同じ。）を超えて当該年度の負担又は補助をすることとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第十条第三項において同じ。）は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由により やむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌々年度に交付することができるものとする。

（引上率の通知）

第七条　法第七条の二第六項の規定による通知は、特定事業に係る国の負担金又は補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の十月末日までに行うものとする。

（一部事務組合又は広域連合を設けて特定事業を行う場合の特例）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を設けて特定事業を行う場合における法第二条第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町に係る国の負担割合については、当該特定事業のうち当該一部事務組合又は広域連合の規約で定められた当該市又は町に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ当該市又は町が行う特定事業とみなして算定するものとする。

（国土交通省令への委任）

第九条　第五条から前条までに定めるもののほか、法第七条から第七条の三までの規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二条を第三条とする。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

第一条中「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に、「、農業用道路及び林道」を「及び農業用道路」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第四項に規定する政令で定める事業）

第一条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　日本国民と継続的にかつ現に北方地域（法第二条第一項に規定する北方地域をいう。以下この条において同じ。）に居住するロシア連邦国民との間の相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決に寄与することを目的として、内閣総理大臣及び外務大臣が適当と認める日本国民が北方地域を、継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民が北方地域以外の我が国の地域を、それぞれ、外務大臣又はロシア連邦の権限のある機関が発行する身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく訪問する事業

二　法第二条第四項第二号に規定する北方地域元居住者等（次号において単に「北方地域元居住者等」という。）が、墓参のため、外務大臣が発行する身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく北方地域を訪問する事業

三　前号に掲げるもののほか、北方地域元居住者等が、外務大臣が発行する数次往復用の身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく北方地域を訪問する事業

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文
国土交通大臣　前原　誠司

政令第六十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第八項中「並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関であつて、厚生労働省令で定めるもの」及び「又は診療科名を異にする診療」を削る。

附則第五条の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象被保険者等」を「七十歳以上特例措置対象被保険者等」に改める。

附則第六条の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六の三第七項中「厚生労働省令で」とあるのは「防衛大臣が」と、」を削る。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関であつて、厚生労働省令で定めるもの」及び「又は診療科名を異にする診療」を削る。

附則第三条の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象被保険者等」を「七十歳以上特例措置対象被保険者等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十一年度特例措置対象被保険者等」を「七十歳以上特例措置対象被保険者等」に改める。

附則第四条の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。